

別表 2 **相談援助業務に従事する方の範囲**

コード	区 分
201	介護保険法(平成9年法律第 123 号)第8条第 11 項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 175 条第1項第1号に規定する 生活相談員
202	介護保険法第8条第 21 項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 110 条第1項第1号に規定する 生活相談員
203	介護保険法第8条第 22 項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 131 条第1項第2号に規定する 生活相談員
204	介護保険法第8条第 27 項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
205	介護保険法第8条第 28 項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
206	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 231 条第1項第1号に規定する 生活相談員
207	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第 18 項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第3条に規定する 相談支援専門員
208	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第6条相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第3条に規定する 相談支援専門員 の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児
209	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成 27 年7月 27 日社援発 0727 第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する 主任相談支援員